

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和2年12月9日（水）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 議事堂			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	水野智見
	委員	戸谷裕治	委員	飯田雅広
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室 推進長	黒川静一	政策推進室 次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤保光
	総務部長	浅野幸司	総務課長	戸谷政司
	民生部長	寺西孝	介護支援 課長	後藤雅幸
職務のため出席した者	議長	安藤洋一	議事 事務局 会長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第56号	蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について		
	議案第58号	蟹江町産業会館指定管理者の指定について		
	議案第59号	蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について		
	議案第60号	蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について		

○委員長 吉田正昭君

それでは、皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いします。

それでは、議案第56号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと分からないところがあるから教えてください。

このビラの件ですけれども、選挙用ビラ。選挙用ビラというのはどの範囲のことを。

○総務課長 戸谷政司君

おはようございます。

ただいまご質問あったビラというところなんですけれども、今までだとはがきをお出しになられておったと思うんですけれども、A4サイズぐらいの、規格というのはそれぞれ指定があるんですけれども、ポスターまで大きくなくて、衆議院とかですとビラをA4サイズぐ

らいのものをお配りいただいていたところがあると思いますけれども、町議についてもその部分が配れるようになったところのものです。

以上でございます。

(「何枚くらい」の声あり)

ビラの枚数については1,600枚と決まっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

初日のときに今回のこの公費負担の条例制定について供託金との関係性も確認取ったんですけども、そもそも今回供託金制度が町村にもできて、それとセットで選挙の公費負担が制定しなさいよということが国の法案で決まったんですけども、そこで、じゃ、どうして今まで町村自体はなかったのかということをも確認したいのと、あと、町長選挙については供託金だけあってこれがなかったんですよね。ありませんよね。この辺というのはどういう関係があるのか、ちょっと分かったらいいんですけども。

○総務課長 戸谷政司君

お聞きしている範囲内のところになってしまいますけれども、一応はこちらのほうについては町村会のほうからこういう選挙公費の負担というところのお話があったということを伺っております。それを踏まえて今回こういう形で公職選挙法が改正されたというようなところと認識しております。

以上でございます。

(「町長の」の声あり)

町長の部分については、今まではなかなか議員とか選挙にかかる公費が実費負担というところではなかったもので、そちらの部分の公費で負担することによって、より多くの方が手を挙げていただけるような形に変わっていくような形にしたいというところの思いからこういうふうに変わったということ伺っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

町村議会自体、今回ちょっと僕もいろいろ調べて、国会の答弁等も見ただけですけども、その中で町村はなぜなかったのかということがやっぱり質問されているんです。市になると候補者の乱入を防ぐ目的があって供託金、これ世界的にも供託金制度、日本の場合結構高い部類があるんですけども、そういうもとで今、蟹江町でも議員の、特に町村だと議員の成り手不足等も懸念されていて、じゃ、実際に供託金も納めて、没収された場合、この公費負担ももらえませんよね。たしかそうですね。その辺で本当に、では今までのように今回法改正があって、そういう選挙に乱入の恐れがなくなったのかというと全然それとは別だと思えます、実際には。確かに選挙、町だと多分15万円だと思えますけれども、いろい

ろ国政からいくと300万円、600万円とか、町長だと50万円かな、そういうことのもで本当にこれがいい、確かに公費負担してくれるのは僕らも本当に選挙出たときに助かる話なんですけれども、実際に供託金を納めて公費負担が本当にいいのか、また、市とか区の区議会選挙になってくると今までも供託金制度があって、実際に調べてみると市区の2割がこの条例やっていないんです。供託金制度だけあって、町長の選挙と同じで供託金だけ納めてこの条例がないから公費負担ないということがあって、今回も町村議会で厳しい状況でとても捻出できないとかそういう関係で、条例制定しない自治体も出てくるということを言われています。

そうなった場合に蟹江町は条例を制定してやっていくんだけれども、実際どのぐらい予想して予算的に1回の選挙に当たり、それでまるっと町の負担になると思いますので、その辺というのはどのぐらいを考えているのですか。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問ございました点についてでございますけれども、公職選挙法のところでは、基本的にはお金のかからない選挙の実現と候補者の選挙運動の均等を図るという目的から今回この制度を制定させていただきました。基本的に、こちらの公職選挙法に規定されているところは、あくまでもできる規定ということで、市町村の判断によるということで、蟹江町につきましては今回こういう形で制定をさせていただきました。

それで、基本的にどのぐらいの費用がかかるかというお話でございますけれども、今回この条例で定めさせていただいたものにつきましては、選挙運動期間における上限額、あくまでも上限額というところがございますけれども、こちらにつきましては町議会選挙の場合、お一人最大で約67万円ぐらいの費用がかかってまいります。基本的にはここまでの費用はかからないというところは思っておりますけれども、一人当たり50万円近くはかかってくるんじゃないかというところで試算をさせていただいております。それに対して候補者の人数を掛けるということになりますので、例えば町議会議員選挙のところでは20名ほど出られれば約1,000万円近くのお金が動くというような形で考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。最大で67万円ぐらいになるみたいだけれども、そこまでは申請しないだろうということで1人当たり50万円、町議会選挙になると14人の定数に20人弱ぐらいは出てきて1,000万円ぐらいの。

それで、今回そうなってくると、それだけの4年に1回の予算がかかる、公費負担も出て、町長選挙についてもそこまではかからないけれども、予算化する。それが実際に蟹江町にとって、選挙に出る候補者は負担軽減になるんだけれども、町にとって本当にいいのか、供託金は法で決まっちゃったからいるにしろ、蟹江町がこの選挙運動の公費負担を取り入れた最

最終的に、やめてもよかった方向でもあると思うんです。その辺は最終的にどう決断したのか。

○総務部長 浅野幸司君

財政的な部分もございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

先ほど総務課長が答弁しましたように、今回この条例の制定につきましては町村の選挙における立候補に係る環境改善というところが主な趣旨でございます。成り手不足の町村議会の議員選挙におけるところのいろんな緩和をとるところの部分も含めての法改正でございます。

先ほど委員からのご質問の中に、今までの流れも含めてどうだということのご質問もありましたけれども、実際のところ全国の町村会とか、あと、議長さんの全国町村議会の議長会というところから、これについての今回の法改正の内容についてのご要望を国のほうにいろんな働きかけをして、今回こういう公職選挙法の法改正に至ったということは聞き及んでおります。

そういうことを受けて、実際蟹江町として先ほどの総務課長の答弁の内容の予算が必要になるわけでございますけれども、実際のところ供託金の導入として今回町村議会については15万円、先ほど委員おっしゃったように町長選については50万円、市長選挙については100万円、これは既に制度として供託金制度ございますけれども、市議会議員については30万円の供託金というところは、これは既に決まっております。そういうところに合わせて町村議会の議員選挙についても、それに合わせたところの部分の制度そのものの導入ということが今回の主な法改正の趣旨でございますので、じゃ、それを受けて実際先ほど私冒頭に申し上げました環境改善に至るかどうかというのは、その結果、どうなるか、いずれにしましてもこういった行政とそここのところのいろいろご意見をいただく各市町村議会の議員さん側の両輪でもってこういった行政を進めていくものと私は思っておりますので、よりよい環境をつくるために蟹江町においてもそういった議員の方々がたくさん出ていただくということは、大変行政にとっても行政を推進するためにこれは非常に重要なことだと思いますので、予算的にもそういう予算立てをしながら今後進めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますのでご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

よりよい行政を進めながら両輪として一緒にやっていくということで、その辺で結構みんな腑に落ちました。どうしてなんだろうなと結構思っていた面があって、ありがとうございます。

以上でいいです。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第58号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 黒川静一君

おはようございます。

補足説明はございません。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

産業会館の指定管理なんですけれども、ちょっと1つだけ、指定管理料なんだけれども実質払っているのかちょっとの辺が分からなくて、予算の範囲内で定める額となっていますよね。この点もうちょっと具体的というか、もうちょっと分かりやすく説明してください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

こちらのほうでは、予算の範囲内という書き方がしてございますが、実際には60万円を指定管理料としてお支払いをさせていただいて、産業会館、商工会部分のところで使われている電気料相当ということで60万円を逆に入れていただいておりますので、60万円行って来いというような形でやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第59号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 黒川静一君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

少しお聞きます。

船井さんのところと契約するときに、儲けたお金の一部は戻してもらえるということになっていましたよね。いくらぐらい入っていますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先回の一番最初の提案の中で2割、利益が出たところに対して返還をさせていただきますよというような文言がございました。

ただ、先回黒川議員のほうからもちょっとお話がございましたが、返還金はどうなんだということございましたが、あれは施設の中での全ての売上金であって利益ではなくて、K P Iはあそこの施設で売り上げた金額を示したものでございまして、あそこで指定管理者が利益は2割は出てございませんので、指定管理者の、そして利益として町のほうへ返還をされたということはございません。

ただ、指定管理料を支払いしている中で、電気料だとか光熱費につきましては指定管理者さんのほうで自主努力をされておりました、うちが示しております金額よりも低かったというところで返還をさせていただいておるという現状でございます。

○委員 戸谷裕治君

最初に、あそこで例えば小売り物販をされたときに利益が出るはずですよ。今のままの状態では。経費というものはほとんど指定管理料から支払われているから。それで売り上げに対して500万円売れると何掛けで入っているか知りませんが、そこに対して利益が出てくるはずだ。これ赤字というのはあそこではあり得ないでしょう、仕入れるということがないもので。物を仕入れるということはあるの。委託じゃないの。その仕入れるのはその人たちの自由裁量だよ。その赤字をそのまま見過ごしているわけ、なるべく利益を出すよ

うに頑張ってもらわないといかんのに。ようわからんな僕、そこら辺が。ただ500万円なり1,000万円の売り上げがあるわけじゃない。そこに対してある程度利益が出ているはずじゃない。だけれども給料とかは指定管理料から出しておるでしょう。その品物に対しての利益というのは赤字、どういうこと。赤字ってあり得るの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今、戸谷委員おっしゃられます人件費につきましては、人件費も含めましてあそこの施設管理をしていく中で経費が必要になってきますので、そこあたりの全て精査をして利益として見ていますので、ですので、売上金額全てが全て船井アソシエイツのほうへ入っていくわけではございませんので、そのあたり売り上げたところから経費を差し引いたところが利益となつてございますので、全くの赤字ということではございません。20%の利益が出た場合に町のほうへ返還させていただくということでございますので、それが20%に達していないということで利益に対する返還はなかったということでございます。

○委員 戸谷裕治君

当初聞いたのは利益の20%でしょう、返還されるのが。利益が出たときの利益に対する20%を返還いたしましょうという契約だったはずだよ。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

利益が20%出たときです。

○委員 戸谷裕治君

本当か。その利益が20%というのは、再度お聞きしますけれども、この指定管理制度に対して、指定管理というのはあそこを指定して管理してもらおうということですが、簡単に言うと。だけれども、物販とかで売り上げされるわけですね。これもひっくるめての指定管理料なの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

指定管理は結局うちのほうが示しました指定事業であったり、あと、祭人（さいと）のほうであります自主事業であったり、あと施設管理と貸館業務といったところが全て指定管理料に入っておりますので、ですので2,000万円ほどのお金を出してございますが、その中には人件費プラス全ての事業につきましてのものが含まれているというものでございます。

○委員 戸谷裕治君

最後にもう1度お聞きします。

売り上げが500万円ぐらいあるじゃない、今。これも込みの指定、どういう解釈したらいいの。指定管理料は別個に含まれているじゃない。ここに発生している売り上げというのはどういう解釈するの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

売り上げが500万円ございますが、それに対する仕入れのものもございまして、例えば

町内の業者さんから仕入れましたものに対しまして15%なり20%なりという売上率をいただいたものが祭人（さいと）のほうへ入っていくわけでございますので、それに対する光熱費だとか人件費だとかいったものがございまして、それ20%全てが入ってくるわけではございませんので、そこらを精査したものが、先ほども言いましたように全ての売り上げで利益が20%だということということでございましてご理解いただきたいと思っております。

○委員 戸谷裕治君

すみません。指定管理料は決まっておるじゃない。議会で認めて、2,000万円とかそういうのは決まっているじゃないですか、指定管理として。それで、船井さんはそこに対して、それで別個で運営されているわけですよ、自分らで商売が成り立つように。だから、2,000万円でもいいですよというのは、こちらで少し利益を上げますよと自分たちで自助努力しましょうというので契約しておると思うんだわ。向こうの思惑で、こちらの思惑じゃなしに。だから指定管理料は2,000万円なの、そこに対して売り上げが出てきているんだったらそこに対して利益があるでしょうと。だからその利益に対する何パーセントか戻ってくるんじゃないのという話をしているだけで。その500万円とか1,000万円の売り上げが指定管理料に入っていくとおかしいじゃない。運営されるあの人たちの自助努力じゃない。

○副町長 河瀬広幸君

今のお話ですと、今回9月に協議会に提出させていただいた例の施設を活用した売上金額、これは平成30年度が375万6,000円、平成31年度が566万6,000円、そのことを戸谷さんが言っておみえになると思っております。これは、もともと売り上げですので、売り上げに係る経費があります、仕入れ値だとか、そういうのを除いて出た利益が20%を超えた分についてはお返しするという話でありますので、現在その段までやっております。というのは、自主事業をやりませんがいろんなその手配だとかいろんなものをやりますので、要するに原価がかかっておるわけです。だからそれ以上の利益が出ていまして、現段階ではまだ利益に至るまでは至っていないと。

それと、もう1つは貸館業務等あるものの、あそこはほとんどフリーで使っていますのでなかなか固定的にたくさん貸館をやるわけじゃありませんのでその収入もありませんので、現段階ではそこまで至っていないところは1つ、今後自主事業を展開していく中で、もしそういうことも含めてコストも抑えて利益が上がるようであれば、そのうち20%を超えた分については町のほうへお返ししたいというような意向はあるということだけ確認をしております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

おっしゃる内容は分かるんだけど、指定管理というのは2,000万円だったら2,000万円払いましたと。それで、人件費で会館とかそういうのを指定管理として見てくださいよと、

その中で商売されるのは商売してくださいというので決まっていたよね。それで、商売が、僕らが商売人から見ると人件費がかからないわけじゃない、指定管理料から出るから。何もかからないじゃない。

(発言する声あり)

そう、そこから出ていっているんだよね。物を仕入れたり何やるときは、それはそれでこの人たちの自己判断だがね。赤字が出ようと何しようと。じゃないの。物を売り買いするというのは。

○副町長 河瀬広幸君

おっしゃるとおりであります。例えばマルシェ1つとりましても月2回開催しています。これは自主事業であります。正直場所を提供して人を寄せること、これが自主事業の中でやりますので、例えばチラシ作ったりいろんな手配するじゃないですか、それが原価としてかかっているわけです。そういうのをトータルすると500万円の売上げの中から引いてみてもそれだけの利益が上がっていないということです。それを踏まえた上で今後また自主活動を拡張した中で利益が上がればまたお返しするというような考え方で捉えております。

以上であります。

○委員 戸谷裕治君

話は分かっているんです。ただ、基本的な考え方として指定管理料、そしてどこの行政行かれてもそうだと思いますけれども、指定管理されて、半田市なんかいい例です、あそこはあそこで指定管理者が努力して利益を上げている。そういう方法を一生懸命考えられて、その利益に関しては指定管理者として別個に利益を上げているもので、それはそれでよしと認められているもので、僕はいいと思います。だけれども、そこら辺の区分をしっかりとくれないと行政の方が僕ら商売人と違って人件費というのは取りあえず一番頭が痛いこと。それを指定管理料として払っているんだから、そして、指定管理にするときにいろいろ項目あったじゃないですか。マルシェやってください、あれやってください、これやってくださいというこちらの要望を入れて、それで指定管理というのを受けているもので、だからこれだけで利益は上がりませんでしたというよりも利益を上げてもらうようにもっと努めてもらわないと。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷委員おっしゃるとおりで、今1回目の指定管理の中で我々の評価としてはしっかりやっていたらいい、なおかつ自主事業も拡大しつついろんな分野でやっておりますので、戸谷さんおっしゃるとおり指定管理料とは全く別物であります。当然指定管理は祭人(さいと)という施設を管理するために必要な費用でありますので、それは町のほうからしっかりと指定管理料をお出しします。ただ、ただただ施設を管理するだけではなくて、観光交流センターという目的を達成するために自主事業としていろんな仕掛けをつくりながらやって

おりますので、それが戸谷さんおっしゃるように将来非常に認知されてもっとたくさんの方が集まり、利益がもっと上がるようにしっかりと努力させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 飯田雅広君

履歴事項全部証明書をつけていただひてありがとうございます。

本当は全協のときに聞かなきゃいけなかつたかもしれないんですけども、一応全協の資料で法人等概要書というのがあるんですけども、これ自体は誰が作成されたものになりますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

株式会社船井アソシエイツのほうで提出されたものを出させていただひております。

○委員 飯田雅広君

そうすると町側としては、例えばこの船井アソシエイツに関する財務デューデリとか法務デューデリとかはやっていないということですか。

○委員長 吉田正昭君

もう一度。

○委員 飯田雅広君

ごめんなさい。

この船井アソシエイツの財務面とか法務面とかの調査はしていますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

財務状況までは調査はしてございませんが、出していただひた中には納税証明書をつけてございますし、完納証明書というものも一緒につけてございますので、純然たる企業としてやっていただひておるといふふうに理解してございます。

○委員 飯田雅広君

ちょっとこの指定管理なので例は違ふかもしれないんですけども、例えばM&Aするときに買う会社は売る会社を調べますよね、当然。そこには例えば決算書には載ってこない潜在的なリスク、例えば法務面でも、最近働き方改革があつて残業代とか非常にシビアになってきているものですから、そういうものが払っていないんじゃないかとかいうそういう法務面、労務面の調査というのをするんです。今回この船井アソシエイツを見ると、3年前の法人概要書を見ると従業員3人だったのが今26人、2年半ぐらいですかね。この履歴事項全部証明書をひても目的も増えていますし、役員も変わっていますよね。当初4人の取締役がいたのが今2人になっていますよね。定款もつけていただひていますけれども、定款も令和2年3月30日に変更していますので、目的も登記して変えてあるしということを見ると、定款をこの前にももう1回変わっていますよね。だから心配しているのは、すごい規模が大きくなっているんです、この数年で。従業員も増えているという中で、きちんと財務面や法

務面のリスクがないのかが知りたいんですけども、そこの辺をきちんと調べてあるのかが確認したいんです。もしこれでこの3年間お願いしますとって、例えば何か潜在的なリスクが表面化して潰れちゃった場合、また町もリスクを負いますよね。ですから、その辺のしっかりとした調べはしてあるのかを確認したいんですけども。大丈夫ですか、その辺り。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先ほど飯田委員おっしゃられました先回の法人概要書では3人、今回26人となってございます。それで、この団体の特色のところは1から4までのところの業務をやっておりまして、先回のところでは1と2、うかいミュージアムの指定管理の業務、2としまして観光交流センターというところで、うちの祭人（さいと）というものでございますが、その後、2019年度から尾張旭市の文化会館でありますとか、2020年度から愛知県陶磁美術館のレストランであったり、向日市の観光交流センター、また、設楽町の道の駅開業に伴いますPR体制の構築業務を開始したというところで、業務に関わっている人数でございますが、観光交流センター祭人につきましては、26人中6人の職員を充ててございまして、あと、観光協会のほうに1人委託で行っておりますので、こちらのほうが1人、尾張旭市の文化会館のほうは、これは企画のみということでございまして常駐者はございませぬし、うかいミュージアムにつきましてもアドバイスなどでの常駐者はなし。また、陶磁美術館については、これはレストランのほうの業務をやってございまして、こちらは地元の職員、全員パートなんですけれども、こちらのほうが大変多くて26人中12人がこの陶磁美術館のほうでの採用となっております。向日市のほう、これは責任者を常駐させ、地元雇用をしておるというところでございまして、あと設楽町につきましてもアドバイスのみということで、ほぼほぼアドバイスのみということと、大きいのは県の陶磁美術館のほうの12人ということでございまして、祭人（さいと）につきましては6人の配置、また、観光協会に1人配置というところで、祭人（さいと）のほうにほぼほぼ全力の力を傾注しておるといふうに聞いてはございます。

○委員 飯田雅広君

例えば売上高を見ても2020年3月決算が5,400万円、2021年3月決算見込みが1億500万円、ほぼ倍になっていきますので、すごく大きくなっているんです、この数年で、この2、3年で。ですので、そこの当たりのところ、どうしてこんなに大きくなっているんだろうかという、何か無理をしていないのか、財務面とか法務面とかで。ですから先ほど戸谷さんの質問じゃないですけども、本当に利益が出ていないのかとか、これだけ売り上げが出ていても結局利益は載っていないので、この概要書には。どれぐらいの法人の力があるのかとかそういうところをもう少し私たち、決算書見ているんですか、役場のほう。決算書は見ていますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

提案書の中では決算報告書のほうもいただいてございます。令和元年から令和2年3月31日までの決算報告もいただいてございます。

○委員 飯田雅広君

決算書もできれば見られるものなら見たいなと正直思うんですけども、とにかく、僕も須成ですから、ちらちら見ているんですけども、きちんとやっていらっしゃるなというふうには感じていますし、固定のお客さんも多分ついていると思いますので、このままこちらにお任せするのは別にいいんですけども、そういった潜在的なリスクができればあぶり出していただきたいなというふうには思っておりますので、今後のことを考えると。ちょっとそこが心配ですので、くどくどとすみません、お聞きしたんですけども、今後はそういうふうな、もう少し深いところまで調べていただけるとありがたいなというふうに思っています。

あと、これとはあまり関係ないかもしれないんですけども、今回も履歴事項全部証明書を出していただいたんですけども、やはりこういったときに法人の資料として、昔いわゆる商業登記簿、商業登記簿を出してもらわないと本当に存在している会社なのか分からないので、常にこの指定管理じゃなくてほかのことで企業さんで何かお願いするというようなときは、できれば出してほしいなというふうに思っておりますので、実は3年前もこのときに登記簿を出してと私お願いしているんです。今回も出てきていないので、できるだけこういうときにはこういうものにはちゃんと登記簿を出すようにしてほしいというふうに最後に要望しておきます。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろとアドバイスありがとうございます。

確かに決算書を見せていただいて中身は確認しております。法人登記簿を見てもやっぱりかなりの事業規模、要するに事項の中でかなり拡大していろんなことをやろうとしているので、それだけ今発展途上にあるなという考えをしております。それもやっぱり私どもの祭人（さいと）が一つの機会となっていていろんな形で様々な自治体、それぞれの企業からどうも問い合わせがあるようでありまして、それも蟹江町とともにしっかりやっていけばいいのかなと思っております。

決算書の見方についても、私どもも一応は心得ておりますが、もちろん飯田委員もその辺のプロでおられますので、またいろいろアドバイスをいただければ今後の行政運営に生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第60号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございませんが、全員協議会の場で黒川議員からご質問をいただきました1時間当たりの業務単価表を皆様に配付をさせていただきましたのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭